

義務教育費国庫負担制度の充実と教育予算確保・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について、国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。

文部科学省は40人学級を見直し、35人・30人学級の実現を目指した新・教職員定数改善計画を策定し、平成23年度から小学校一年生の35人学級を実現しています。また、平成24年度に向けては法改正を見送ったものの、小学校二年生における35人学級の実現のため、教職員加配定数の増加を閣議決定しています。子供たちに行き届いた教育を保障するためには、新・教職員定数改善計画の確実な実施と学級編制基準の制度改正が必要です。

よって、国におかれましては、義務教育費国庫負担制度の充実と教育予算の確保・充実を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年9月25日

北海道江別市議会

提出先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣